

『企業行動憲章』

制定：平成21年4月1日

福島商事株式会社

保険事業は、安全で安心できる社会の創造と経済および国民生活の安定・向上に資する高い公共性と社会的使命を有しています。

保険代理店業務を主として営む当社も、お客様からの負託に応え社会的責任を果たし社業の健全な発展を図るため、本行動憲章を定め、経営陣が率先垂範して取組むとともに、全ての役職員が自らのものとして実践するよう努めます。

1. 質の高い保険サービスの提供

保険業務の高い公共性と社会的使命を常に認識し、質の高い保険サービスを提供し、お客様の満足と信頼を獲得します。

2. 法令やルールの厳格な遵守

法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

3. お客様情報の適正な取扱いと保護の徹底

保険代理店業務におけるお客様情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底します。

4. お客様や関係者とのコミュニケーション

お客様や事業に関わる関係者に事業活動に関する正確な情報を積極的に伝え双方向のコミュニケーションを進め、相互理解と信頼の向上に努めます。

5. 従業員の人権尊重

従業員の人権、個性を尊重するとともに、風通しの良い企業風土を醸成し、安全で働きやすい環境を確保します。

6. 環境問題の取組み

資源の有効利用や廃棄物の削減を実践する等、環境問題に積極的に取り組めます。

7. 社会的貢献活動への取組み

社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組めます。

8. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。